

# 大津市簡易内管施工登録店

## 【登録の手引き】

大津市のガス供給区域内で簡易内管工事を施行しようとする方は、大津市の登録を受けないと大津市簡易内管施工登録店規程第3条で規定する「簡易なガス工事」は施行できませんので注意してください。

【令和4年1月1日】

## 大津市企業局

技術部 お客様設備課

TEL077(528)2605

# 「大津市簡易内管施工登録店制度」 のご案内

大津市では、令和4年4月1日より、「大津市簡易内管施工登録店制度」を導入することにしました。

この制度は、各種配管工事及びガス機器の設置工事などに携わっている方々（以下「施工店」とします。）で、日本ガス協会簡易内管施工士資格を保有し、大津市の承認を受けて登録いただくことにより、「大津市簡易内管施工登録店」となり、ガス機器の設置に伴うような簡易なガス工事を施行できる制度です。

大津市簡易内管施工登録店は、簡易なガス工事を直接お客様より受注し、自ら施行することができます。

この冊子は、大津市ガス供給条例に規定する簡易内管施工登録店の登録基準を示すとともに、登録を希望される方のための申請手続きの詳細や登録を受けた後の遵守事項をとりまとめたものです。

大津市簡易内管施工登録店の申請をされる皆さんは、ガス事業法・大津市ガス供給条例・大津市簡易内管施工登録店規程（以下「規程」といいます。）・その他関係規程を十分理解され、これらを遵守して適正な簡易内管工事の事業の運営に努めていただきたいと思います。

なお、登録の基準に適合しなくなったとき及び遵守事項に違反したときは、登録の取消し又は登録の停止等の処分を受けることがありますので注意してください。

令和4年1月1日

大津市企業局  
技術部 お客様設備課長

# 目次

「大津市簡易内管施工登録店制度」のご案内	…	P 1
目次	…	P 2
I 大津市簡易内管施工店の登録	…	P 3
1 登録の基準	…	P 3
2 登録の申請	…	P 3
3 標準処理期間	…	P 4
4 登録後の告示等	…	P 4
5 担当	…	P 5
II 登録後の遵守事項	…	P 5
1 遵守事項	…	P 5
2 登録の更新	…	P 5
3 登録の辞退及び異動の届出事務	…	P 5
4 簡易内管工事の施行	…	P 6
5 施工士の職務等	…	P 7
6 その他の遵守事項	…	P 8
III 大津市簡易内管施工登録店の取消し及び停止	…	P 8
IV 施工登録店が施行できる工事範囲	…	P 9
V お問い合わせ・受付先	…	P10
VI 申請様式集	…	P10
1 申請書類一覧表	…	P10
2 工事完了書類一覧表	…	P10

# I 大津市簡易内管施工店の登録

## 1 登録の基準

(適格条件) (規程第4条)

- (1) 簡易内管施工店の登録を受けようとする申請者は、次のいずれにも該当しなければなりません。
- ① 一般社団法人日本ガス協会が認定する簡易内管施工士（以下、「施工士」といいます。）の資格を有する者が1名以上専属していること。
  - ② 簡易内管工事の施行に必要な設備、機器材を有していること。
  - ③ 本市の区域又は本市の区域での簡易内管工事の施行及び緊急時の対応に支障を来たさない地域に営業所があること。
  - ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - イ ガス事業法(昭和29年法律第51号)に違反して、又はガスの供給若しくはガス工作物に支障を与えたことにより、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ウ 規程第11条第3項の規定により登録を取り消され（経営者（法人にあっては、代表者。以下同じ。）が他の簡易内管施工登録店において経営者の地位にあった場合において、当該簡易内管施工登録店が登録を取り消された場合を含む。）、その取消の日から2年を経過しない者
    - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
    - オ 精神の機能の障害により簡易内管工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
    - カ 市町村税に滞納がある者
    - ク 法人であって、その代表者がア、イ、エ又はオのいずれかに該当する者

## 2 登録の申請

(登録の申請) (規程第5条)

- (1) 簡易内管施工店の登録を受けようとする申請者は、大津市簡易内管施工店登録申請書（別記「様式第1号」）に次に掲げる書類を添えて正本1部を提出しなければなりません。
- ① 経営者の住民票記載事項証明書
  - ② 経営者の身分証明書等（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明。）
  - ③ 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
  - ④ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

- ⑤ 専属する施工士との雇用関係を証する書類  
次のいずれか1つを提出してください。  
法人の場合は、アの書類を提出してください。
- ア 健康保険組合被保険者証、政府管掌健康保険被保険者証の写し（国民健康保険証は、雇用関係がわからないので不可。）
  - イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
  - ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- ⑥ 施工士の資格証の写し（専属の施工士のみ）
- ⑦ 簡易内管工事の施行に必要な設備及び機器材を有していることを証する書類（別記「機械器具調書」に写真を添付すること。）
- ⑧ 市町村税の納税証明書
- (2) 簡易内管施工店の登録を受けようとする申請者は、大津市ガス供給条例第31条第1項に規定する手数料を大津市簡易内管施工登録店証（以下「登録店証」という。）の交付前に本市から発行される納付書により速やかに納入しなければなりません。
- |       |    |         |
|-------|----|---------|
| 登録手数料 | 新規 | 10,000円 |
|       | 更新 | 8,000円  |
- (3) 有効期間 登録の日から3年

### 3 標準処理期間

- (1) 申請から登録までの標準処理期間は、45日（営業日）間です。
- (2) 上記の期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。
- ① 申請に不備がある場合、その補正に要する指導期間等
  - ② 申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
  - ③ 申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する日数
- (3) 申請から登録までの流れ
- 申請書提出・受理 → 申請書類審査 → 納付書(手数料)発行 →  
手数料納入確認 → 登録店証交付・告示

### 4 登録後の告示等

(簡易内管施工登録店証) (規程第6条)

- (1) 大津市簡易内管施工登録店として登録された者には、大津市企業局技術部お客様設備課において登録店証を交付し、登録後の遵守事項等についての事務説明を行います。
- (2) 登録後遅滞なく告示します。(規程第12条第1項)
- (3) 規程第6条第5項（登録の取消）または第6項（登録の一時停止）、第10条に規定する廃止若しくは休止に該当する場合は、登録店証を返納しなければなりません。

## 5 担当

大津市企業局からの連絡は、技術部お客様設備課が行います。

## II 登録後の遵守事項

### 1 遵守事項

(遵守事項) (規程第7条)

- (1) 簡易内管施工登録店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
  - ① 適正な費用で簡易内管工事を施行すること。
  - ② 簡易内管工事の請負契約を締結する際は相手方に、請負金額、工事期間その他必要事項を明確に示すこと。
  - ③ 簡易内管工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
  - ④ 簡易内管施工登録店としての自己の名義を他の者に貸与しないこと。

※ 相手方には誠実な対応で接すること。

- ① 簡易内管工事の施行の申込みをやむを得ず、受けられないときは誠実な対応で接すること。
- ② 簡易内管工事の完了後1年以内に生じた故障等（天災地変や使用者の責任になる場合は含まない。）については、誠意をもって対応すること。

### 2 登録の更新

(更新の届出) (規程第9条)

#### (1) 届出の対象者

登録の有効期間（登録日から3年）の満了後も引き続いて登録を受けようとする者

#### (2) 届出期間

登録の有効期間満了の日の3月前まで

#### (3) 届出書類

登録の更新については、登録の申請と同様の申請書類等の提出が必要。

### 3 登録の辞退及び異動の届出義務

(廃止等の届出) (規程第10条)

- (1) 簡易内管施工登録店は、規程第4条の適格条件に該当しなくなったときや下記の事項に該当したときは、大津市簡易内管施工登録店廃止等届出書（別記「様式第4号」）を提出しなければなりません。
- ① 営業を廃止したとき。
  - ② 営業を休止したとき。
  - ③ 営業を再開したとき。
- (2) 届出期間
- ① 廃止又は休止の場合は当該廃止又は休止の日から30日以内
  - ② 再開の場合は当該再開の日から10日以内
- (3) 届出書類
- ① 大津市簡易内管登録店廃止等届出書（別記「様式第4号」）
  - ② 上記届出書に登録証（返納）を添えて（再開の場合は除く）正本一部を提出して下さい。

（変更の届出）（規程第10条）

- (4) 簡易内管施工登録店は、下記事項のいずれかに該当したときは、当該事項の事由を証する必要な書類を添えて、速やかに大津市簡易内管施工登録店変更届出書（別記「様式第5号」）を提出しなければなりません。
- ① 組織や商号を変更したとき。（添付書類：定款の写し及び登記事項証明書（法人のみ）並びに登録店証）
  - ② 代表者に異動があったとき。（添付書類：登記事項証明書（法人のみ）、登録店証及び当該代表者の身分証明書等）
  - ③ 営業所を移転したとき。（添付書類：営業所の平面図、付近見取図及び写真、登記事項証明書（法人のみ）並びに登録店証）
  - ④ 専属する施工士に異動があったとき。（添付書類：新たに専属する施工士の資格証の写し及び当該施工士との雇用関係を証する書類）
  - ⑤ 住居表示、電話番号に変更があったとき。（添付書類：住民票記載事項証明書、住居表示変更通知書又は登記事項証明書（法人のみ）及び登録店証）
- (5) 届出期間  
当該変更のあった日から30日以内
- (6) 届出書類
- ① 大津市簡易内管施工登録店変更届出書（別記「様式第5号」）
  - ② 上記届出書に当該事項の事由を証する必要な書類を添えて、正本一部を提出して下さい。

## 4 簡易内管工事の施行

### (1) 事業の運営

簡易内管施工登録店は、ガス事業に関する法令、条例又は規程等に従い、誠実

に簡易内管工事を施行しなければなりません。また、次に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な簡易内管工事業の運営に努めなければなりません。

- ① 簡易内管工事を施行する施工士は、当該工事に関してガス事業法等の関係法令を遵守する者であること。
- ② 簡易内管工事を施行するときは、企業局の承認を受けた工法、工期その他の条件に適合するよう施工士に当該工事を施行させること。
- ③ 施工士の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- ④ 次に掲げる行為を行わないこと。
  - ア ガス事業法に規定する基準に適合しない簡易内管工事を行うこと。
  - イ 簡易内管工事に適さない機械器具を使用すること。
- ⑤ 施行した簡易内管工事ごとに、施工士に次に掲げる事項について記録簿を作成させ、当該記録簿をその当該工事完了の日から3年間保存すること。
  - ア 施主の氏名又は名称
  - イ 工事の場所
  - ウ 工事完了年月日
  - エ 施工士の氏名
  - オ 竣工図面
  - カ 簡易内管工事に係る簡易内管の構造及び材質がガス事業法に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果
- ⑥ 簡易内管施工登録店は、施工士の選任を行うにあたっては、選任した施工士が同時に他の事業所の施工士とならないようにすること。
- ⑦ 工事の申込を受けたときは、当該工事が簡易内管工事に該当するか事前に管理者と協議すること。
- ⑧ 簡易内管工事を施行した後は、規程第13条に定める簡易内管工事完了報告書に必要書類を添付し、直ちに提出しなければなりません。

## 5 施工士の職務等

(1) 施工士は、次に掲げる職務を誠実に行なわなければなりません。

- ① 簡易内管工事に関する技術上の管理
- ② 簡易内管工事に係る簡易内管の構造及び材質がガス事業法に定める基準に適合していることの確認
- ③ 簡易内管工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整
  - ア 当該工事が、簡易内管施工登録店の範囲内であるかの事前協議
  - イ 簡易内管工事を施行することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合における連絡調整
  - ウ ガス事業法における工法及び工事上の条件や工期に関する変更の連絡調整



エ 規程第13条に規定する簡易内管工事完了報告書の提出

## 6 その他の遵守事項

### (1) 報告又は資料の提出（規程第13条）

簡易内管施工登録店は、簡易内管に係る工事を施行した後は、簡易内管施工完了報告書（別記「様式第6号」）に下記の書類を添付し、直ちに提出しなければなりません。

- ① 圧力損失計算書
- ② 施工完工写真（着工前、施工中、気密試験、完工後等）
- ③ 竣工図面
- ④ ガス漏れ検査結果記録紙（着工前・後）

### (2) 施工士の立会い

規程第13条により提出した完了報告書において工事内容等が確認できなかつた時は、工事場所において内容を確認する場合があります。その際には当該簡易内管工事を施行した施工士に立会いを求めるので、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

### (3) 簡易内管工事の補修等

完了報告書または工事場所にて確認した工事内容の補修を指示されたときは、速やかに補修を行い、その旨を報告しなければなりません。

## Ⅲ 大津市簡易内管施工登録店の取消し及び停止

### ○ 登録の取消し等（規程第11条）

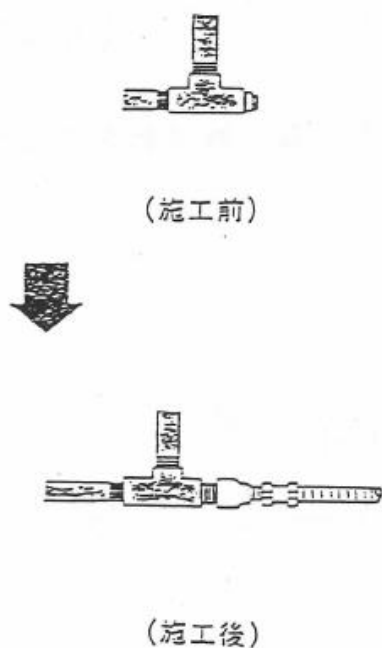
○ 簡易内管施工登録店は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消され、又は承認を停止されることがあります。

- ① 規程第4条の適格条件を欠くに至ったとき。
- ② 規程第7条の遵守事項に違反したとき。

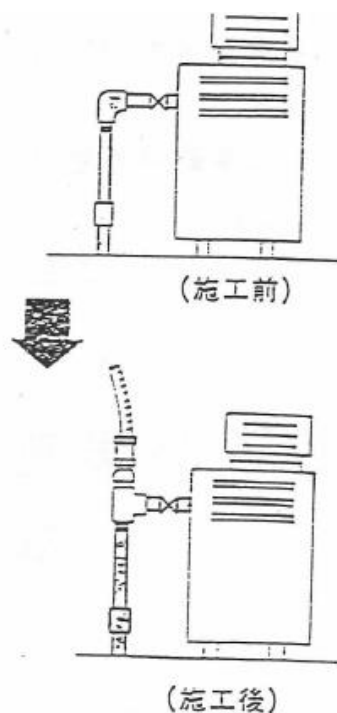
## IV 施工登録店が施行できる工事範囲

(例)

例1  
露出配管端のプラグ止めより増設



例2  
屋外設置機器のエルボより増設



項目	内容
圧力	供給規程で定める最高使用圧力以下（2.5 K P a）
対象建物	既設需要家※1の 一般業務用建物、一般集合住宅、一般（戸建）住宅 （地下街、超高層、高層建物等は除く）
工事範囲	16号以下のマイコンメーターより下流側の露出部分の工事
工事種別	① フレキ管による「ガス栓増設」及び「ガス栓・内管の位置替」の工事 ② ガス栓増設・位置替工事（継手のみ使用） ③ ガス栓取替工事 ④ ①②③の工事に伴う露出配管の撤去工事

※1 … 施工登録店が施工できる対象建物は、大津市のガス供給区域でガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されているお客様に限ります。

## V お問い合わせ・受付先

お問い合わせ及び受付は、以下のとおりです。

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市企業局 技術部 お客様設備課

TEL 077-528-2605

FAX 077-521-8090

## VI 申請様式集

### 1 提出書類一覧表

様式	申請書名	規程
様式第1号	大津市簡易内管施工店登録申請書	第5条関係
様式第3号	大津市簡易内管施工登録店証再交付申請書	第6条関係
様式第4号	大津市簡易内管施工登録店廃止等届出書	第10条関係
様式第5号	大津市簡易内管施工登録店変更届出書	第10条関係
様式第6号	簡易内管工事完了報告書	第13条関係
別表	機械器具調書	

### 2 工事完了書類一覧表

様式	書類名	備考
様式第6号	簡易内管施工完了報告書	
	圧力損失計算書	
	施工完工写真	データ写真可
	竣工図面	オーダーに準ずる
	ガス漏れ検査結果記録紙（着工前・後）	ガス設備検査記録票等

大津市簡易内管施工店登録申請書

(宛先)

大津市公営企業管理者

簡易内管施工店として { 新規 } の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	ふりがな	
	会社名(商号)	
	代表者住所	郵便番号
	ふりがな	
	代表者氏名	電話番号
	営業所所在地	郵便番号
		電話番号

(添付書類)

- (1) 申請者（法人の場合にあっては、代表者）の住民票記載事項証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
- (2) 法人の場合にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属する施工士との雇用関係を証する書類
- (5) 専属する施工士の資格を証する書類の写し
- (6) 簡易内管工事の施行に必要な設備及び機器材を有していることを証する書類
- (7) 市町村税の納税証明書

大津市簡易内管施工登録店証再交付申請書

(宛先)

大津市公営企業管理者

大津市簡易内管施工登録店証を { 毀損 } 紛失 したので、大津市簡易内管施工登録店規程第 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり大津市簡易内管施工登録店証の再交付を申請します。

簡易内管施工登録店	登 録 番 号	第 号
	ふ り が な 会 社 名 ( 商 号 )	
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	営 業 所 所 在 地	郵便番号
		電話番号
<b>【理由及び経過説明】</b> ..... ..... ..... .....		

(添付書類)

大津市簡易内管施工登録店証（毀損により再交付を申請する場合）

大津市簡易内管施工登録店廃止等届出書

(宛先)

大津市公営企業管理者

大津市簡易内管施工登録店としての営業を { 廃止  
休止  
再開 } したいので、大津市簡易内管施工登録

店規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

簡易内管施工登録店	登 録 番 号	第 号
	ふ り が な 会 社 名 ( 商 号 )	
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	営 業 所 所 在 地	郵便番号
		電話番号
<p>【理由及び経過説明】</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		

(添付書類)

大津市簡易内管施工登録店証（廃止又は休止する場合）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

大津市簡易内管施工登録店変更届出書

(宛先)

大津市公営企業管理者

登録番号 第 号

会社名（商号）

代表者氏名

次の事項について変更が生じたので、大津市簡易内管施工登録店規程第10条第2項の規定に基づき、その旨を届け出ます。

変更事項	新	旧
組織（商号）		
添付書類	定款の写し及び登記事項証明書（法人のみ）並びに大津市簡易内管施工登録店証	
ふりがな 代表者氏名		
添付書類	登記事項証明書（法人のみ）、大津市簡易内管施工登録店証及び当該代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を証する書類	
営業所所在地		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、登記事項証明書（法人のみ）並びに大津市簡易内管施工登録店証	
ふりがな 専属する簡易内管施工士の氏名		
添付書類	新たに専属する簡易内管施工士の資格証（写し）及び当該簡易内管施工士との雇用関係を証する書類	
住居表示		
添付書類	住民票記載事項証明書、住居表示変更通知書又は登記事項証明書（法人のみ）及び大津市簡易内管施工登録店証	
電話番号		
添付書類	なし	

年 月 日

簡易内管工事完了報告書

(宛先)

大津市公営企業管理者

登録番号 第 号

会社名（商号）

代表者氏名

次のとおり簡易内管工事を完了したので、大津市簡易内管施工登録店規程第13条の規定に基づき、その旨を報告します。

工事場所			
ガスの使用者			
工事の概要			
工事を行った簡易内管施工士			
工事完了日	年 月 日		
工事で使用した配管の材料	材料名	口径	数量
添付書類	<input type="checkbox"/> 圧力損失計算書 <input type="checkbox"/> 施工完工写真 <input type="checkbox"/> 竣工図面 <input type="checkbox"/> ガス漏れ検査結果記録紙（着工前及び着工後）		



別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種別	名称	仕様等	確認	備考
切断			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
加工	パイプレンチ（鋼管用）	250～600mm	<input type="checkbox"/>	
	モンキーレンチ	250mm	<input type="checkbox"/>	
	トルクレンチ		<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
テスト	デジタル圧力計	3kp 以上	<input type="checkbox"/>	
	発砲液		<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
その他	フレキ管工具一式	10～25A	<input type="checkbox"/>	
	ドライバー		<input type="checkbox"/>	
	防錆塗料		<input type="checkbox"/>	
	シール材		<input type="checkbox"/>	
	テープ類		<input type="checkbox"/>	
	消火器	10 型以上	<input type="checkbox"/>	2 本以上
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	

※工具類の写真を添付すること

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること